

立川都市計画第一種市街地再開発事業の変更(立川市決定)(案)

立川都市計画立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名称		立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約0.7ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模	備考	
		特殊街路	立川都市計画道路9・6・1号多摩南北線	別に都市計画において定めるとおり		
		区画道路	市道 市道1級18号線	幅員5.5m(全幅員11.0m) 延長約120m	現況11m内の車道の拡幅 壁面後退部分と合わせた歩道の再整備	
	市道 市道中45号線		幅員4.0m～8.5m(全幅員4.0m～8.5m) 延長約30m	既存道路の拡幅		
その他の公共施設	都市高速鉄道	都市モノレール1号線	別に都市計画において定めるとおり			
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主要用途	建築物の 高さの限度	備考
	1	約4,600㎡	約56,000㎡ [約42,000㎡]	店舗 業務 住宅 駐車場等	高層部 約130m 低層部 約13m	1 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図の示す壁面線をこえて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物等はこの限りでない。 (1) 歩行者デッキ又は歩行者デッキ上に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な上屋、庇の部分及び歩行者デッキと接続するエスカレーター、エレベーター等その他これらに類する建築物等の部分。 (2) 道路と接続する歩行者用の通路及び車路その他これらに類する建築物等の部分。 (3) 公益上必要な建築物等で当該建築物の敷地内に存するもの。 2 建築物の高さの限度は建築基準法による算定とする。
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画			
	1	約6,000㎡	一団の広場の整備によりゆとりと潤いのある市街地形成を図る。壁面の位置の制限による空地は、歩行者空間等として整備する。又、低層部屋上に約900㎡の広場等を確保する。			
住宅建設の目標		戸数	面積	備考		
		約290戸	約29,000㎡			
参考		高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

(理由書)

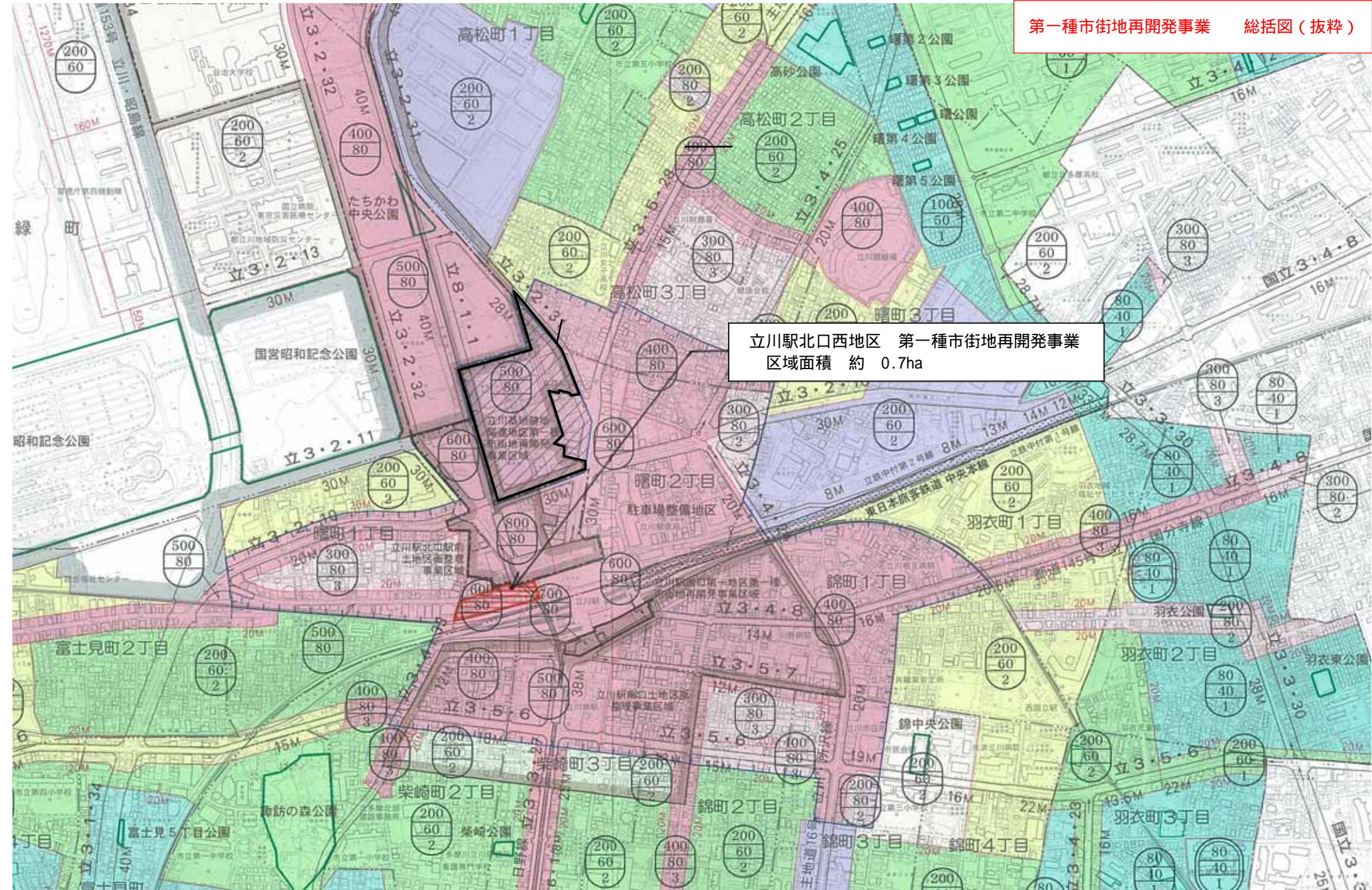
本地区は、立川駅に接する商業として恵まれた立地条件を生かし、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、周辺土地利用と調和した商業施設及び都市型住宅を整備するとともに快適な歩行者空間を確保するため、立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業を本案のとおり変更するものである。

変更概要

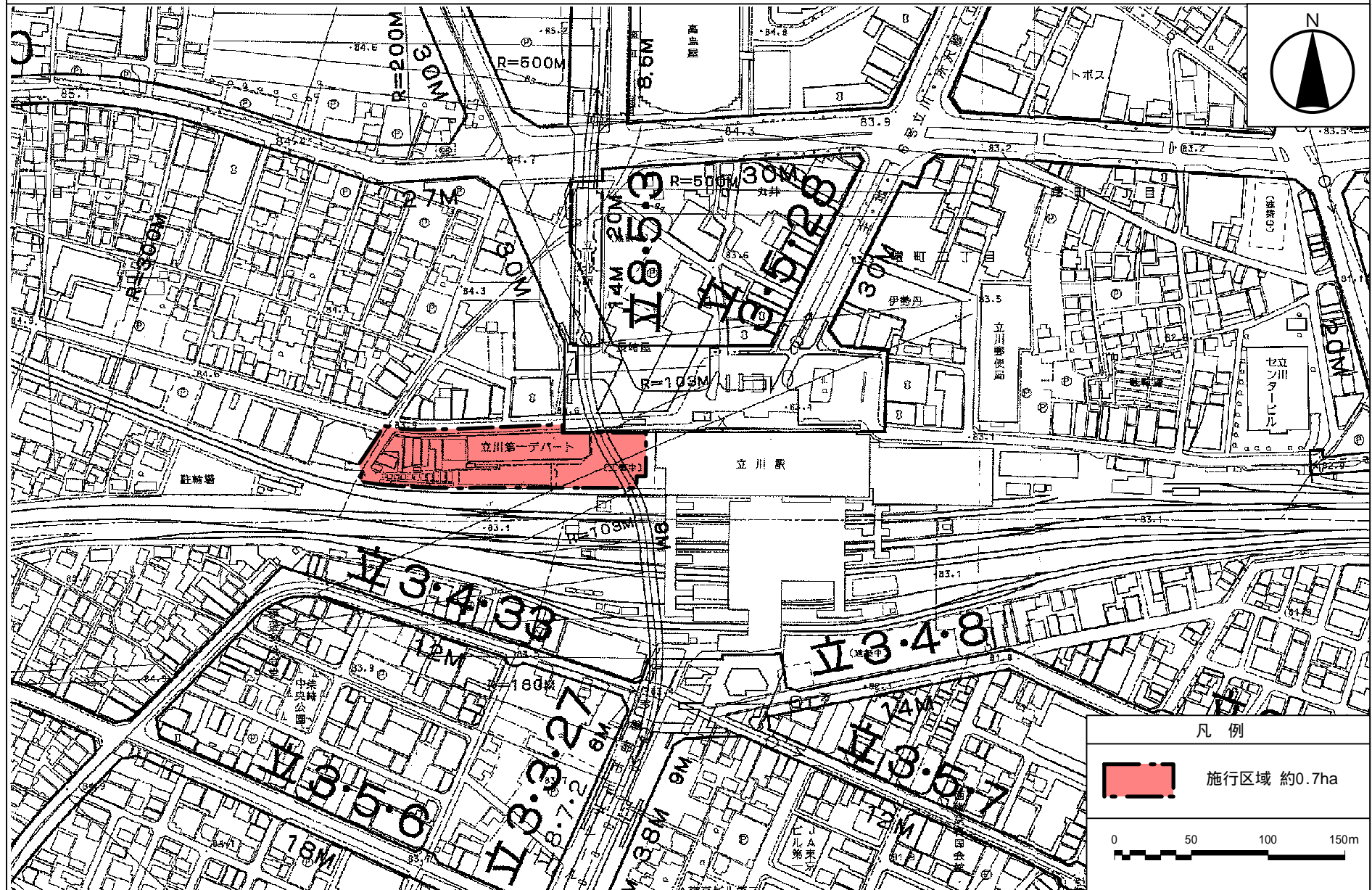
立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業	
項目	変更事項
建築物の整備	建築物の高さの限度 低層部 約10m 約13m

第一種市街地再開発事業 総括図(抜粋)

立川駅北口西地区 第一種市街地再開発事業
区域面積 約 0.7ha

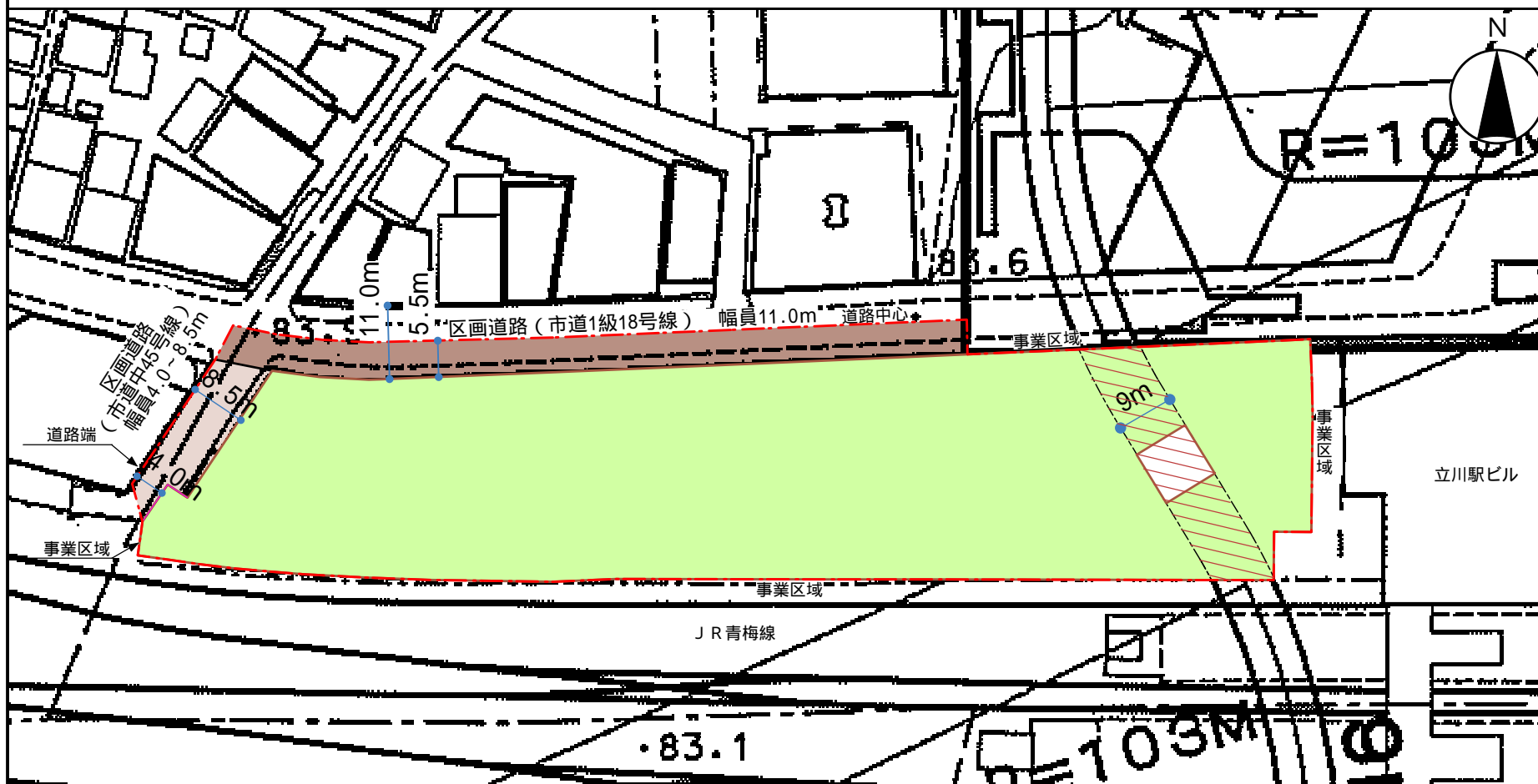


立川都市計画第一種市街地再開発事業
立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図








立川都市計画第一種市街地再開発事業

立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業 計画図(2) 公共施設の配置及び街区の配置図



凡 例

	施行区域 約0.7ha	公共 施設		特殊街路 立川都市計画道路 9・6・1号多摩南北線		区画道路 市道中45号線	0 5 10 20 50m
	施設建築敷地			区画道路 市道1級18号線			

立川都市計画第一種市街地再開発事業

立川駅北口西地区第一種市街地再開発事業 計画図(3) 建築物の高さの限度図

